

●都市計画税

新しく課税されます。都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。賦課期日は固定資産税と同一の1月1日で、市街化区域内に所在する土地・家屋に対してその所有者に課税されます。税率は0.28%です。

なお、合併特例法に基づき18年度分から21年度分まで、次の税率で段階的に課税されます。

平成17年度分～21年度分の都市計画税 課税税率

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
課税しない	0.05%	0.11%	0.16%	0.22%

●国民健康保険被保険者証(保険証)など

現在の保険証は、平成17年3月31日まで使用できますが、平成17年4月1日以降に受診する場合は使用できなくなります。新しい保険証は名刺サイズのカードになり、加入者1人に1枚ずつ交付します。新しい保険証は3月下旬に郵送しますので、今までお使いの保険証は4月以降に破棄してください。

また、現在お持ちの高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証は、平成17年4月1日からは使用できなくなります。新しい受給者証などは3月下旬に郵送しますので、有効期限の切れた受給者証などは破棄してください。

●介護保険被保険者証(保険証)

要介護認定を受けている人は、3月上旬に新しい保険証を郵送しますので、3月21日以降にお使いください。要介護認定を受けていない人は、現在の保険証をそのままお持ちください。

また、介護保険被保険者証の再交付申請は、新津支所で受け付けます。

●老人の医療受給者証など

老人保健法医療受給者証、老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証、老人保健特定疾病療養受療証、県老受給者証、県老限度額適用認定証といった現在お持ちの受給者証などは、平成17年3月31日まで使用できます。平成17年4月1日以降は3月下旬に郵送する新しい受給者証などをご使用ください。有効期限の切れた受給者証などは破棄してください。

●上下水道料金

新潟市の料金に統一されます。ただし、平成16年度から19年度の間は、水道料および下水道使用料で従来の新津市料金と比較して新潟市料金が高額となる場合は、それぞれその差額の一部を控除する経過措置が適用され、段階的に統一されます。詳しくは、合併前に配布される水道局からのお知らせをご覧ください。

●個人市民税

均等割・所得割ともに税率の変更はありませんが、均等割の非課税限度額が変更されます。

均等割の非課税限度額

区分	合併前	合併後
	本人のみ	280,000円
扶養有り	(扶養数+1)×280,000円 + 176,000円	(扶養数+1)×315,000円 + 198,000円

●法人市民税

法人市民税の法人税割の税率が、合併後は新潟市の税率に統一されます。均等割の税率(年額)については、変更ありません。

法人税割の税率

法人などの区分	合併前	合併後
・ 保険業法に規定する相互会社 ・ 資本の金額または出資金額が1000万円以上の法人 ・ 資本の金額または出資金額が1000万円未満で、課税標準となる法人税額が年210万円以上の法人	14.7%	14.7%
・ 解散または合併した場合の清算所得(清算予納および残余財産の一部分配を含む)に係るもの		13.5%

●固定資産税の課税方法

税率などは変わりませんが、平成17年度は名寄せの範囲を旧市町村単位で行うため、新潟市と新津市の両方に物件を持つ人は、別々の課税となります(18年度から名寄せされ、一本化して課税されることになります)。

●軽自動車税

税率などは変わりません。現在交付を受けている原動機付自転車などの標識(ナンバープレート)を取り替える必要はありませんが、変更を希望する場合は、新津支所で手続きをしてください。